

会館ご利用の皆様

栃木県教育会館

新型コロナウイルス感染防止と施設利用のお知らせ（令和3年3月7日まで）

日ごろより当会館をご利用いただきましてありがとうございます。

栃木県教育会館のご利用に当たり、**栃木県感染厳重注意が発出されている令和3年3月7日までの間**について、新型コロナウイルス感染防止対策のお願いと施設利用の留意事項等をお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

1 施設利用申請時の留意事項

(1) 大ホール等の各室定員と収容率50%以内の収容人数への協力依頼

大声での発生が伴わない催し物であっても、50%以内の参加人数にご協力ください。

	大ホール	楽屋 (和)	楽屋 (洋)	リハーサル室	小ホール	大会 議室	中会 議室	小会 議室	ミーティング ルーム
定員 (人)	1,026	20	20	72	165	99	60	36	18
収容 人数	513	10	10	36	82	49	30	18	9

(2) 感染防止対策のお願いと施設利用について（裏面イベント開催時の感染防止策参照）

- ① 施設のご利用に当たり、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫をお願いいたします。また、接触確認アプリ等もご利用ください。
- ② ご利用に当たっての感染防止対策が不十分な場合や感染拡大防止のため当会館が休館する場合などには、申請後であっても施設利用の中止又は停止をお願いすることがあります。その際、当会館は、施設利用の中止又は停止に伴う補償の責任を負いませんので、あらかじめご了承の上、お申し込みください。
- ③ 令和2年8月1日以降にご提出いただいた施設利用申請書につきましては、感染防止理由の取消しや変更であってもキャンセル料等は通常の取扱いとなりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

2 施設利用時の留意事項

(1) 感染防止のため、利用者等に対して以下のことをご周知くださいますようお願いいたします。

- ① 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ② 社会的距離の確保の徹底
- ③ 発熱（37.5℃以上もしくは平熱より1.5℃以上高い場合）の他、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などの症状に該当する場合、利用を控えていただくこと
- ④ 感染防止チェックリスト等により、利用者全員の健康状態の確認

(2) 利用者全員の氏名及び緊急連絡先を把握いただき、必要に応じて名簿等を作成してください。なお、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、情報提供をお願いすることがありますので、名簿等の取扱いや保管にご留意ください。

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

別紙 1 - 1

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者の日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

別紙 1 - 2

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「接触確認アプリ（COCOA）」ダウンロードや「とちまる安心通知（栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート）」のLINE友達登録促進 ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域のこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと